



確かな学力の向上をめざして【1月】

■「幼保小の架け橋プログラム」が子どもを輝かせる！

「幼保小の架け橋プログラム」は、子どもに関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、架け橋期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育めるようにすることをめざすものです。各地域での実情に合わせて進めることが求められています。



「幼保小の架け橋プログラム」で、どんな成果が期待できるのかな？

その疑問、
私たちがお答えします！

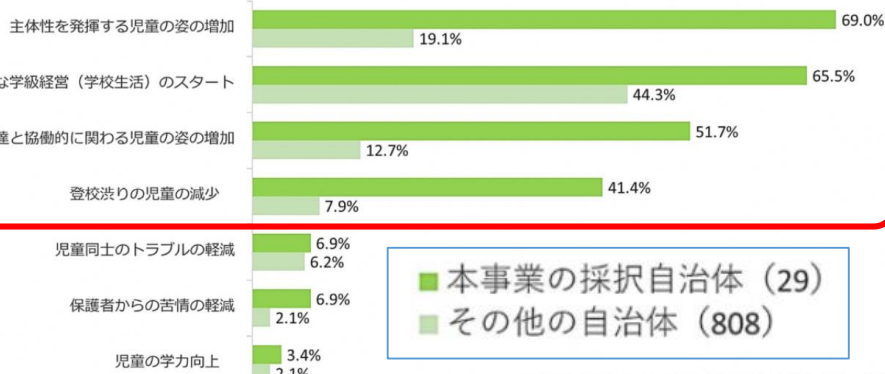
鳥取県幼児教育センター
キャラクター
あそびっさい



幼保小の架け橋プログラムの成果 (幼保小の架け橋プログラム事業におけるアンケート調査結果より)

Q. 幼保小の接続に取り組んでいる中で、改善された小学校（学級）の課題があれば、当てはまるものを選択してください。
(当てはまるものを全て選択)

【改善された小学校の課題（令和5年度）】



39

文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム事業」でカリキュラム開発等に取り組んでいる自治体があります。左のグラフは、事業におけるアンケート調査の結果です。

令和6年度幼児教育の理解・発展推進事業（中央協議会）資料より

「幼保小の架け橋プログラム事業」に取り組んでいる自治体の方が、小学校での課題を改善できていることが分かります。これは大きな成果ですね！

本当だ！すごい！

でも、どのような取組が成果につながったのかな？

たとえば、

- 一人一人の児童の実態や興味・関心に合わせた指導
- 児童の幼児教育施設での経験を意識し、できるようになったこと・まだできないことを考慮した指導
- 児童が安心して活動できる教室環境や授業構成 など…

幼児教育の考え方を参考にした指導が成果につながってるよ。

架け橋期の小学生の学校生活を輝かせるためには、
就学前の子どもたちの状況を考慮した指導が必要なんだね！



でも…
どんなふうに指導内容や指導方法を見直していけばいいんだろう？

「スタートカリキュラム」から考える！

「スタートカリキュラム」から、どのような工夫ができるか考えてみましょう。

	第6日	第7日
日	4/〇(月)	4/〇(火)
朝	「なかよくなろう」	「なかよくなろう」
1	・手遊び ・お話読んで ・お話聞いて ・歌って踊ろう	1時間目は「手遊び」「お話読んで」…どんな工夫ができるかなあ…
2	「がっこうだいすき みんななかよし」 ・自己紹介をしよう (国「よろしくね」2/3) ・学校のはてなやびつくりをみつけよう (生1と1/3)	「あいうえおであそぼう」 ・ひらがな (国2/3)
3		ここでは…きっとみんな、分からないことだらけだろうから、一人一人の疑問や驚きを丁寧に時間をかけて引き出せるように、校内探検の時間を増やしてみようかな。
4	「あいうえおであそぼう」 ・ひらがな (国2/3) 「なかよしだいざくせん」	先生方は、この時間にどんな工夫をしてみられますか？

子ども同士が関わり合える活動になるよう、何か工夫ができそうですね。

また、少しでも安心できる雰囲気をつくるために円座になって活動してみてもいいでしょう。

子どもたちが主体的に取り組む姿がたくさん見られそうですね！

何をどうすれば良いのか、分かってきたぞ！

学習環境を工夫したり、時間割を弾力的に設定したりするだけでなく、合科的・関連的指導に加えて、「指導法の工夫」も考えていきましょう。

発達や学びをつなぐ スタートカリキュラム 文部科学省 国立教育政策所 教育課程研究センター編著

3学期は、新一年生を迎える準備期間です。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりに、園と小学校の先生の対話の時間を確保しましょう。スタートカリキュラムを基に、どのような工夫ができるのか、一緒に考えることが、子どもがいきいきと輝く学校生活のスタートにつながります。

このことは、小中連携にも通ずることです。中学校教育を円滑に進めるためにも、小学校との情報共有、連携を大切にしましょう。

さらに詳しくは、文部科学省資料をぜひ参考に！



遊びは学び 学びは遊び
「やってみたらが学びの芽」

<https://www.youtube.com/watch?v=UxfAl3XWfGo>

動画時間：7分20秒

「遊び」の中で、幼児期の子どもたちがどんな学びをしているのか具体例で紹介しています。

第2章 各教科等における学びのつながり



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html

幼児期の学びを小学校でどのように生かせるのか、教科ごとに整理し紹介しています。

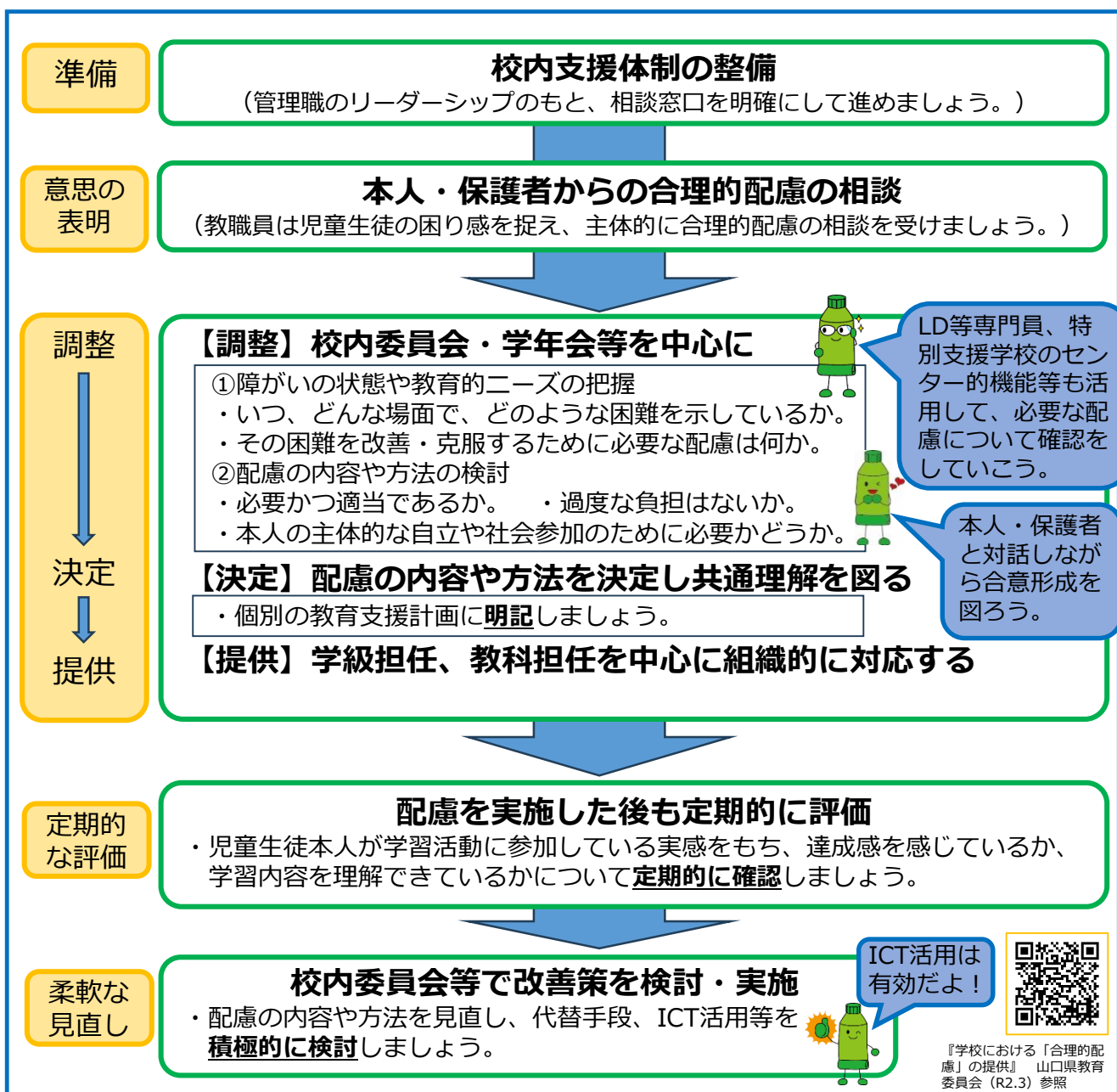
幼保小接続リーフレットも御活用を！



令和6年度1月号「確かな学力の向上をめざして」に幼保小接続や、さらなる推進に向けての具体例を載せていますので、ご覧ください！

共生社会の実現のために ～学校における「合理的配慮」提供のプロセス～

学校の設置者及び学校には、負担になり過ぎない範囲で、障がいのある子どもに対する「合理的配慮」を行うことが法律で定められています。（障害者差別解消法 H28.4施行）
「合理的配慮」とは、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、個別に必要とされるものです。提供のプロセスの一例を紹介します。



Point

- 学校、本人及び保護者の双方が合理的配慮の確保や提供に関する理解を深めることが適切な「合理的配慮」の提供につながります。
- 該当児童生徒への「合理的配慮」が、その子の学習意欲を高め、力をつけるために必要なものであることを教職員全員が理解し、教育活動に生かしましょう。